

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日

2025 年 9 月 30 日



目次

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2. 経営管理に関する措置	1
3. 法令遵守に関する措置	1
4. 法人案内	2
5. 沿革	3

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤	4
2. 組織・ガバナンス基盤	11
3. 人的基盤	13
4. IT 基盤	18
5. 財務基盤	19
6. 国際対応基盤	20
7. 品質管理のシステムの監視体制	20
8. 品質管理システムの評価結果	20
(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況	21

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人の経営の基本方針は、職業的専門家集団として監査の品質管理を最優先に行動し、高品質のサービスを提供することによってクライアントの皆様の成長と発展に寄与し、資本市場のゲートキーパーとして日本社会の経済活動に貢献することにあります。

基本方針の実現にむけて、監査品質の維持・向上及び高度な専門能力と職業倫理観の保持を重視しており、継続的かつ発展的な組織体制の整備・構築、規程の運用状況のチェック、自己研鑽等を行うことにより、公認会計士として期待される専門性を含めた社会的要求に応えるべく、公正な業務実施を組織的に促進することができる適正規模の監査法人を目指しております。

清く楚々とありながらも、自らの信念を貫き、クライアントの皆様に寄り添い、後押しが出来る、そんな監査法人でありたいと考えております。

2. 経営管理に関する措置

当監査法人は社員会で品質管理担当責任者、その他、業務執行において必要とされる責任者を選任するとともに、その職責を決定しております。

社員会は毎月定例的に、また、必要に応じて随時開催され、当監査法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等の重要事項を決定しております。社員会での決定事項は最高経営責任者である理事長、品質管理担当責任者等からすべての社員、職員に伝達しております。

3. 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当監査法人は会議や研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、法令違反等事実が判明した場合は、遅滞なく品質管理部及び社員会により検討することとしております。

4. 法人案内（2025 年 6 月 30 日現在）

法人名	オリエント監査法人
理事長	西田 誠
所在地	
東京事務所	東京都千代田区駿河台 2 丁目 11 番 16 号さいかち坂ビル 402
大阪事務所	大阪府中央区平野町三丁目 1 番 6 号ビズミックス淀屋橋 905
設立	2011 年 9 月 1 日
社員・職員数	社員 11 名
	公認会計士 38 名（常勤 4 名・非常勤 34 名）
	公認会計士試験合格者 2 名（常勤 0 名・非常勤 2 名）
	その他 1 名（常勤 1 名・非常勤 0 名）
	事務職員 3 名（常勤 2 名・非常勤 1 名）
	計 55 名
監査クライアント数	大会社等
	金融商品取引法・会社法 8 社
	(株)ゼネラル・オイスター
	平安レイサービス(株)
	(株)ジーネクスト
	ダイトーケミックス(株)
	(株)御園座
	(株)ドーン
	(株)三ツ星
	テスホールディングス(株)
	会社法 4 社
	学校法人 4 法人
	労働組合 2 法人
	その他法定 1 法人
	その他任意 13 社(法人)

5. 沿革

2011 年 9 月 1 日	設立。 東京都港区芝大門 1 丁目 4 番 4 号ノア芝大門 901 号に主たる事務所【東京事務所】、大阪府大阪市浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号南海野村ビル 11 階に従たる事務所【大阪事務所】を置く。
2013 年 1 月 20 日	千葉県市川市市川 1 丁目 12 番 22 号市川ビル 6 階に従たる事務所【市川事務所】を置く。
2019 年 10 月 1 日	主たる事務所を東京都千代田区駿河台 2 丁目 11 番 16 号さいかち坂ビル 402 に移転する。
2020 年 7 月 1 日	従たる事務所を大阪府大阪市浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号南海野村ビル 11 階から大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 9 番 3 号に移転する。
2021 年 2 月 8 日	従たる事務所（大阪府大阪市浪速区難波中 3 丁目 9 番 3 号【大阪事務所】及び千葉県市川市市川 1 丁目 12 番 22 号市川ビル 6 階【市川事務所】）を廃止する。
2023 年 2 月 1 日	大阪府大阪市中央区平野町三丁目 1 番 6 号ビズミックス淀屋橋 905 に従たる事務所【大阪事務所】を置く。
2024 年 7 月 10 日	日本公認会計士協会「上場会社等監査人名簿」登録（2024 年 7 月 10 日付）以降、登録上場会社等監査人として業務開始。

Ⅱ．経営管理の状況等

1．品質管理基盤

(1) 品質管理に関する基本方針

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行っております。

監査品質の維持、向上は、当監査法人の存続及び発展の根幹を成すものであるとの認識のもと、以下の取り組みを行っております。

- ① 定期的または適時の専門要員の研修受講状況の確認
- ② 審査担当者による深度ある審査の実施
- ③ 品質管理部による審査資料・電子監査調書の整備、監査マニュアル等の適時の改訂
- ④ 日常的監視、定期的な検証の実施

なお、上記の取り組みは東京事務所、大阪事務所の品質管理担当者相互の交流により実施しております。

(2) 品質管理部の役割

監査業務に対する品質管理は、一義的には被監査会社の業務執行社員をはじめとした監査チームが責任を担うこととなりますが、それをサポートする組織として品質管理部があります。

品質管理部は、社員を中心に構成され、当監査法人の品質管理のシステムを整備し、運用しており、具体的には以下を実施しております。

- ・ 品質管理に関する規程の改廃
- ・ 品質管理研修の受講推奨
- ・ 独立性及びインサイダー情報確認の管理
- ・ 審査担当者による審査の管理
- ・ 専門的な見解の問合せの運営・管理
- ・ 監査契約受嘱手続きの管理

(品質管理部所属の社員数)

	2024 年 6 月 末	2025 年 6 月 末
東京	3 名	3 名
大阪	3 名	3 名
合計	6 名	6 名

品質管理部によるミーティングは毎月 1 回以上開催され、品質管理のシステムの整備・運用に係る協議を行っております。品質管理ミーティングには、外部の有識者を招聘し、オブザーバーとして参加していただいております、闊達な議論がなされております。

なお、監査マニュアルの改訂等、多くの準備作業が必要な場合には個別にプロジェクトチームを編成し、対応しております。最近において個別にプロジェクトチームを編成した例は次の通りです。

- ・品質管理システムの構築、運用評価

(3) 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

● 職業倫理について

当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、「日本公認会計士協会倫理規則」、「品質管理基準報告書第 1 号」等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定め、職業倫理に関する研修の受講確認、顕在化した問題への対応等を実施しております。

● 独立性について

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

また、当監査法人並びに社員及び職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査するとともに、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員及び職員に対して業務開始時及び監査意見表明時（必要に応じて期

中)における独立性に対する阻害要因の有無を確認しております。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、「品質管理規程」に基づき、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しております。

(独立性の遵守状況)

	2024 年 6 月末	2025 年 6 月末
確認書回答率	100%	100%
違反件数	0 件	0 件

● ローテーションの方針及び手続

当監査法人は公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を「品質管理規程」及び「＜別表＞大会社等社員ローテーション・ルール」に定め、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7 会計期間を超えて関与できず、インターバル期間として筆頭監査責任者は5 会計期間、審査担当者は3 会計期間、監査責任者は2 会計期間を必要としております。

(ローテーション・ルール)

ローテーション制度の適用対象者	累積する会計期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7 会計期間	5 会計期間
監査業務に係る審査を行う者 (審議組織としての合議制の審査制度を採用している場合で審議会を支配していた社員等は該当する。)	7 会計期間	3 会計期間
その他の監査業務の主要な担当社員等 *1	7 会計期間	2 会計期間

*1：監査責任者の他、大会社等の監査業務において主査を担う担当社員を含む

また、金融庁の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」の結果、及び日本公認会計士協会による「チームメンバーローテーション制度の導入」の趣旨を鑑み、当監査法人として監査人の独立性の強化へ向け、2023 年7 月以降、公認会計士法上の大会社等(潜在的な公認会計士法上の大会社等を含む)の監査業務に対しては、主要な監査補助者についてもローテーション・ルールを適用しております。

具体的には、主査として関与を開始してから最長 10 会計期間を関与期間の限度とするものであり、専門職員から社員へ登用された場合でも当該関与期間の上限を厳守することとしております。

(4) 報酬依存度

報酬依存度については、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準を 15%としております。

なお、2 年連続して報酬依存度が 15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2 年目の監査意見を表明する前に当監査法人の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けるというセーフガードを適用することとしております。

(5) 業務に係る契約の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結及び更新に関する方針及び手続は「品質管理規程」に定めており、関与先の事業内容・財政状態及び経営成績・経営者の誠実性・ガバナンスの状況・会計方針及び経理能力・内部統制の状況等、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む）とともに、当監査法人の関与先に対する職業倫理の遵守・独立性の保持・監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しております。

監査契約の新規の締結又は更新は、当監査法人が人的資源を確保し、適正に業務を実施するための能力を有している場合のみ行っており、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、当監査法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめた上で、品質管理部における検討を経て、社員会の承認を受けております。

なお、当該契約の新規の締結及び更新に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、原則として受嘱しないこととしております。

(6) 審査の方針及び手続

ア. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は「品質管理規程」において審査の詳細を定めております。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施し、審査が終了するまでは監査報告書を発行してはならないものとしております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は監査上の判断の相違を解決するための必要な方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

監査チーム内、監査責任者及び監査チームと審査担当者との間において、監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理部へ報告するとともに、品質管理部において報告内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じます。

品質管理部では、監査上の判断の相違を解決するため、必要に応じて当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、討議等を通じて、専門的な見解を入手し、社員会において監査上の最終的な判断を行うこととしております。

ウ. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、監査チームより審査担当者に事前に相談の上、品質管理部が取りまとめることとし、品質管理部より当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、討議等を通じて、専門的な見解を入手することとしております。

(7) IT 監査

当監査法人の IT 担当者は次の通りです。

(IT 監査担当者の人員数)

	2024 年 6 月末	2025 年 6 月末
社員	1 名	1 名
職員	3 名	3 名
合計	4 名	4 名

(資格別人員数)

	2024 年 6 月末	2025 年 6 月末
公認情報システム監査人	4 名	4 名

企業における IT の利活用は益々進んでおります。当監査法人は IT 監査経験者の採用や資格取得の推進により、IT 監査への対応を強化しております。

(8) 監査品質向上への取組み（品質管理ミーティングの実施）

監査品質の維持向上のためには、社員自らが現行の監査の基準が求める手続の水準を十分に理解し、自らの責任において監査品質を確保する必要があります。そのためには、社員間での監査品質に関するコミュニケーションが重要と認識しております。

当監査法人では、毎月 1 回以上（概ね 2 回程度）、品質管理ミーティングを開催して、監査品質に関するコミュニケーションを図っております。

(9) 品質管理のシステムの監視

当監査法人では、品質管理のシステムの監視は品質管理部が所管し、個々の監査業務において、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを、常に監査計画、監査実施過程、監査意見形成等のプロセスを通じて監視しております。

また、日常的な監視の他に、定期的（原則として 1 名の社員につき少なくとも 3 年に 1 回）に監査実施状況を検証することとしております。

定期的検証結果については、原因分析及び改善策を含め全社員・職員に周知を図っております。

(定期的な検証の実施概要)

	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
検証対象業務数	2 件	2 件(予定)
社員数	5 名	5 名(予定)
検証対象社員数	5 名	5 名(予定)

(10) 外部レビュー等

＜外部レビューの概要＞

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと、公認会計士監査審査会による検査があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

公認会計士監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査が実施されます。

● 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

直近では、2022 年 10 月に品質管理レビューの往査を受け、2023 年 1 月に品質管理レビュー報告書を受領しております。

なお、品質管理レビューの結果に基づく措置は受けておりません。

● 公認会計士監査審査会による検査

当監査法人は、過去に審査会の検査結果通知書は受領しておりません。

2. 組織・ガバナンス基盤

(1) 組織・ガバナンスに関する基本方針

当監査法人は最高意思決定機関である社員会において重要事項を決定しており、更には、品質管理部、業務管理部、監査部に権限を委譲し、日常の意思決定を諮っております。社員会により決定された重要事項については、適時、適切に職員を含む全員に周知が図られております。

また、当監査法人は、2024年7月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を導入しております。

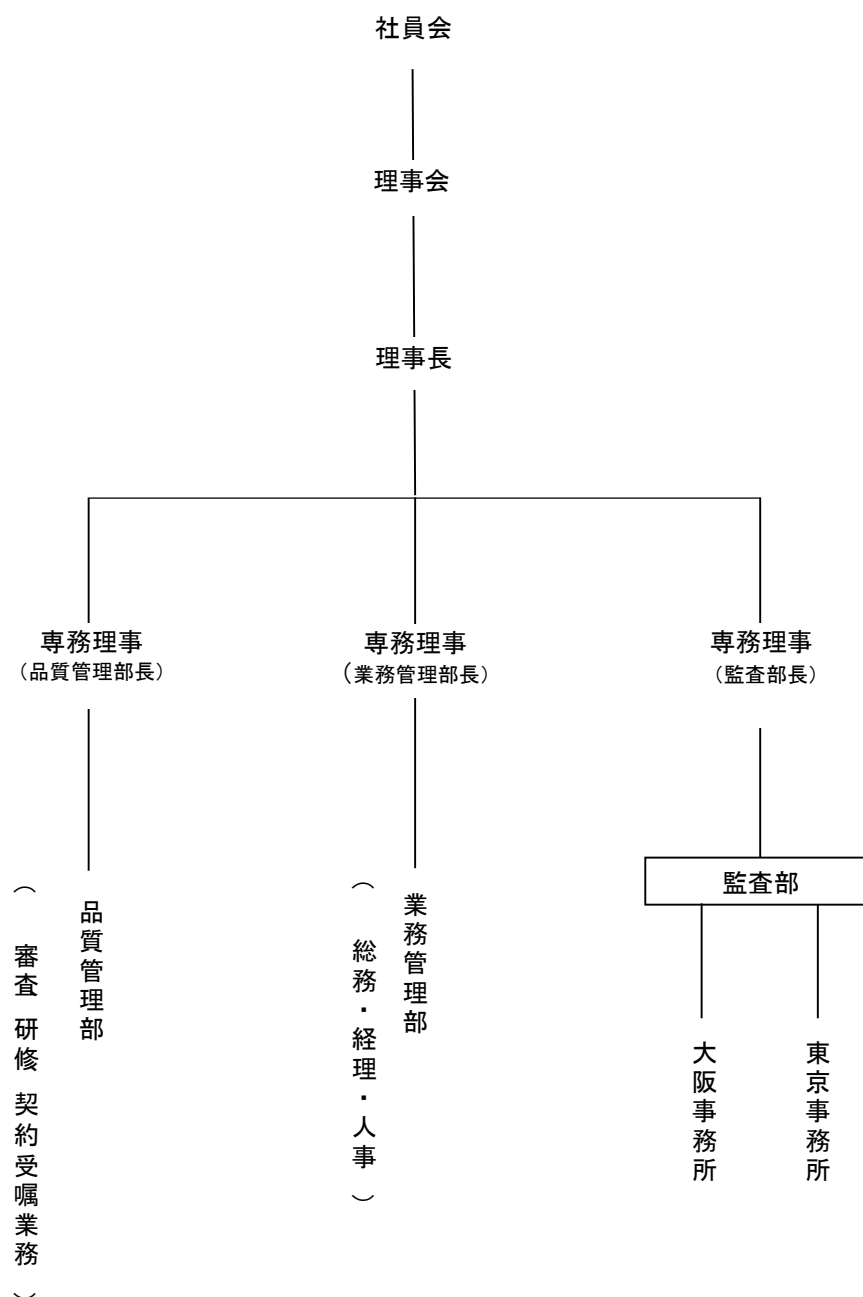
(2) 組織図

次項

(2) 組織図

当監査法人は、機動的かつ実効性のある組織運営を行うため、品質管理部、業務管理部、監査部に区分し、各部門へ権限を委譲し、部門毎に合議に基づき業務の意思決定を行い、業務遂行にあたっております。

令和7年6月30日



(3) 社員会

当監査法人における最重要案件に関しては、社員全員参加による社員会に基づき意思決定を行っております。年1回の定時社員総会以外にも、毎月1回の定例社員会の他、臨時社員会の招集及び開催を行い、意思決定を行っております。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査業務担当者の判断に任せるだけではなく、信用調査機関等から関連情報の入手、重要事項の内容分析と対応策の検討、重要事項の発生原因等の調査などを総合的に検討し、社員会において適切な判断ができる体制を構築しております。

(4) 独立性を有する第三者

当監査法人の社員に加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士(外部有識者)も業務運営会議へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割が整備されております。

適時かつ適切なタイミングでの評価に必要な情報を提供するために、必要に応じて事前に品質管理ミーティングの議題及び資料を提供することの他、毎月1回は必ず開催される社員会の議事録の通読の依頼、その他法人の運営に関する会議資料の提出を実施しております。

3. 人的基盤

(1) 業務運営に関する基本方針

高品質な監査業務を達成するために、構成員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供すること、構成員の適性に応じたアサインを提供することが不可欠と考えております。

当監査法人では品質管理部に所属する社員のうち、採用担当社員を選定しており、当該社員を中心に採用、研修、アサイン管理等を通じて高品質な監査業務を提供できる基盤を提供しております。

（２）業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、能力、業績、品質管理業務への貢献等を総合的に勘案し、社員評価及び報酬規程に基づいて社員会で決定しております。

イ．社員及び職員（使用人その他の従事者）の研修に関する事項

全ての専門要員が日本公認会計士協会会則で定める必要な単位数を履修していることを確かめております。また、監査業務において重要な研修（当年度の基準等の改訂[会計・監査・税務・法令等]、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等）を指定し、受講を義務付けております。

なお、毎期定期的に（12月末までに及び2月末頃に各1回、その後3月末に向けて毎週継続して）履修状況をモニタリングし、履修義務未達成者に督促を行うことにより、全ての専門要員が自主的・能動的に能力開発を行うための意識向上を図っております。

ウ．その他

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似している業務への実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な監査時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する専門要員をそれぞれの監査業務に選任しております。

また、専門要員の採用にあたっては、書類選考及び面談により、当監査法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった人材を採用しております。

専門要員の評価においては、監査業務の品質管理に対する姿勢を重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給・昇格・人材育成に反映しております。

（３）執務時間等

人的基盤を維持するための取組みとして、勤務時間と勤務場所の多様性を図っております。当監査法人に帰属する人員の多様性を優先し、個人の趣味趣向を含むワークライフバランスを重視するため、有給休暇取得の促進（採用初年度より、有給休暇 20 日を付与）及びテレワークの活用を推奨しております。

また、採用した職員には、長きに亘り当監査法人へ貢献してもらえることが重要であると考え、良い労働環境の提供を通じた離職率の低下を目指すため、働き方改革として、以下のような様々な施策の導入を目指しております。

- ・働き方改革法に基づく残業時間管理の徹底
- ・女性職員ほか、男性職員による育児休業制度の利用
- ・働き方の自由度を勘案したフレックスタイム制の執務時間の導入

（４）人事評価制度

当監査法人は構成員の業務への意欲を高め、職業的専門家としての能力の保持・向上・発揮させるために人材育成、人事管理・評価および報酬に関する規程を定めて運用しております。

社員および専門職員に対しては年間を通して業務評価が実施されます。業務評価は品質管理の状況を中心として実施されるため、職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されることとなります。当該業務評価を基礎として、昇給及び昇格の検討が実施され、公平性のある評価等が実施されることにより、士気の向上と専門家としての能力を発揮する動機付けがなされております。

社員の評価に関しては、「社員評価及び報酬規程」に従って毎年 1 回実施しております。各社員に対して社員会における社員相互による評価が実施され、各社員にフィードバックされます。評価項目は、「担当業務に係る事項（品質管理、クライアント管理、チーム管理）」、「法人業務に係る事項（法人運営、対外活動）」、「事業開発に係る事項（新規契約）」となっており、項目ごとに評価点を用いることにより定量化し、定性面を考慮して総合的に行っております。更に、監査業務の品質管理に重点を置くため、公認会計士・監査審査会の検査結果、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果、定期的な検証及び日常的監視の結果に応じて、社員の業務評価に反映させることとしております。

専門職員の評価に関しては、「人事評価規程」に従って毎年1回実施しております。各専門職員について、3段階の評価（本人評価、業務執行社員による評価、社員会による評価）を経て、評価結果が各専門職員にフィードバックされます。評価項目は、「品質管理に係る事項」、「業務遂行に係る事項」、「その他の事項」とされ、各項目が更に中項目に細分化されており、項目ごとに評価点を用いることにより定量化し、定性面を考慮して総合的に行っております。また、社員会により選任された社員は評価結果を基に、必要に応じて評価対象者と個別面談を実施し、評価対象者への指導を通じて監査品質の向上を図る体制となっております。

専門職員の人事評価の内容は、人事評価規程に基づき、監査業務に関連した2名以上の業務執行社員からの業務評価に加え、非監査業務に関連する業務評価が行われております。そして、当該評価に基づき上位職階への昇進や社員登用の検討がなされます。

社員の登用に関しては、年に1回検討しております。具体的には、基本的に一定の職歴年数を経験したマネージャー職階の職員を対象として、毎年実施される業務評価の結果に基づき、社員の登用の可否が検討されます。また、各マネージャーが所属する部門からも社員登用の可否について検討がなされます。これらの検討結果を総合的に判断し、理事会で社員登用に関する推薦の有無を判断し、理事会で推薦された職員について、最終的には社員総会により承認決議が実施されます。

（5）人材教育に関する基本方針

会計・監査業界を取り巻く様々な制度や規則は頻繁に制定・改廃されていることから、公認会計士は職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが求められております。

当監査法人においては、品質管理部を中心に専門要員の能力の底上げを図り、監査の現場に密着した監査品質の向上に資する取組みを行っております。

品質管理部では、日本公認会計士協会等が主催する研修の案内、専門要員のCPD単位取得の定期的な確認等、研修に関連する業務を担っております。また、当監査法人として必要と思われる研修テーマを検討し、推奨講座を告知して積極的に受講するよう取り組んでおります。

（６）研修及び能力開発

当監査法人では研修及び能力開発のために、以下の施策を実施しております。

● 職業的専門家として必要な知見を確保するための研修体制

日本公認会計士協会等の外部団体が開催する研修を活用し、主に監査業務に直結するような基準等の改訂、これに伴う監査ツールの変更に關して、周知徹底を図っております。

受講を推奨した研修については、受講確認を通じて、知識や経験の習得が確実になされているかどうかをチェックしております。また、各専門要員に対し、最新の監査業務において必要となる知識を得られる研修、担当する業務において必要となる知識を得られる業種別研修等の案内を行っております。

加えて、研修受講のための自己研鑽日を考慮したうえで専門要員への業務の割り当てを行うことにより、専門要員が自己研鑽の時間を確保することができる体制を採っております。

● 各専門要員とのコミュニケーションと研修受講計画への反映

監査責任者である社員も積極的に監査現場に赴き、監査チーム内でのコミュニケーションを通じて、定期的に全ての専門要員から興味のある監査分野についてのヒアリングを実施しております。これを翌年度の監査チームの組成や受講推奨研修の選別に役立てることにより、各人がモチベーションを保ちつつ、より積極的に研修を受講し、能力開発が可能となる環境を提供しております。

● 品質管理会議によるコミュニケーション

監査品質の維持向上のためには、社員自身が現行の監査の基準が求める手続の水準を充分に理解し、自らの責任において監査品質を確保する必要があります。そのためには、社員間での監査品質に関する徹底的なコミュニケーションが重要と理解しております。

当監査法人では、品質管理部メンバーにて毎月１回以上（概ね２回程度）、品質管理ミーティングを行っており、討議内容・検討内容については、毎月の社員会において報告を行うことで、監査品質に関する徹底的なコミュニケーションを行っております。

品質管理会議において特に注視している議題は以下の通りです。

- ① 上場会社監査チームの監査の状況及び検討事項について（契約受嘱を含む）
- ② 「監査事務所検査結果事例集」「品質管理レビュー事例解説集」について
- ③ 専門的見解の問合せ事項について
- ④ 監査基準等の改訂について

（7）非監査業務への取組み

当監査法人は、「品質」を重視した質の高い監査を提供することと並んで非監査業務について積極的に取組むことにより、個々人の能力がより高くより幅のあるものになると考えております。したがって、非監査業務への関与を推奨し、参加を促すことにより、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を提供しております。

なお、個々人の専門的能力の向上に資するため、また、多様な働き方を認めることにより優秀な人材を確保する観点から、法人の構成員に兼業・副業を認めております。当監査法人においては、監査関与先に対する非監査業務の提供は原則として認めておらず、法人の構成員による兼業・副業についても、独立性に関する職業倫理の規定に照らして、実施の可否を判断しております。

4. IT 基盤

（1）IT に関する基本方針

IT 基盤の整備については当監査法人の重要テーマの一つと考えております。電子調書システム（Caseware）の導入のほか、クラウド基盤の活用、コミュニケーションツールを導入することにより、セキュリティを確保した上での業務の効率性を高め、ひいては監査品質の向上に役立つ IT 基盤の整備を推進してまいります。

（2）情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を定めております。

情報セキュリティ基本方針において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしております。

情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策基準を設け、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準、緊急対応を要する情報流出への対応基準、職員等行動基準を定めております。

5. 財務基盤

当監査法人は小規模監査法人であり、かつ、有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示に留まっておりますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の事項について開示します。

(1) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、2025年6月期は最大で10.7%(契約金額ベース)であり、15%ルールに抵触する状況ではありません。

(2) 売上及び人員(専門要員)推移

	2024年6月期末	2025年6月期末
監査報酬	232百万円	361百万円
非監査報酬	15百万円	21百万円
合計	248百万円	383百万円
	2024年6月期末	2025年6月期末
社員	12名	11名
常勤職員	2名	5名
・CPA	・2名	・4名
・公認会計士試験合格者	・0名	・0名
・その他	・0名	・1名
非常勤職員	28名	36名
・CPA	・26名	・34名
・公認会計士試験合格者	・2名	・2名
・その他	・0名	・0名
専門要員合計	42名	52名

6. 国際対応基盤

当監査法人における国際業務については、特段、独立した業務部門はなく品質管理部門と監査部門が相互に連携して対応を行っております。

具体的には海外に子会社等を有する監査クライアントの監査業務（Audit Instruction）等について、監査部だけでなく品質管理部において適宜サポートを実施しています。

当監査法人は現在海外提携先との業務提携はしておりませんが、今後、国際業務が増加してくる場合、海外提携先との連携が必要となってくるものと考えております。

7. 品質管理のシステムの監視体制

当監査法人では、品質管理のシステムの監視は品質管理部が所管し、個々の監査業務において、法人全体の品質管理のシステムが有効に運用されているかを、常に監査計画、監査実施過程、監査意見形成等のプロセスを通じて監視しております。

また、日常的な監視の他に、定期的（原則として1名のパートナーにつき少なくとも3年に1回）に監査実施状況を検証することとしております。

さらに、監査の品質向上及び法令順守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服や疑義の申立てを行うことができるように、法人内外それぞれの通報窓口を設け、特に外部の通報窓口についてはウェブサイト上に連絡先を記載し、通報に適宜対処するための体制を整備しております。なお、法人内部と外部の通報窓口担当者は、別の者を設定しております。

8. 品質管理システムの評価結果

品質管理の取り組みは社員会等を通じて理事長に共有されており、当年度における当監査法人の品質管理システムの構築（整備）について、重要な不備はなかったと評価しております。

また、当監査法人は、2025年6月30日を基準日として品質管理システムの年次評価（運用評価）を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しております。

なお、仮に年次評価の実施に当たって不備が識別された場合には、総合的な評価に当たって、その重大性と広範性を評価し、不備について根本原因を調査した上で、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人が果たすべき役割		
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
(当監査法人の取組み) 社員及び職員に対して当監査法人のトップメッセージの浸透を図り、トップである理事長が社員会を通じて組織としての方向性を明示し、それを受けて各社員は業務を遂行しております。 また、専門職員も監査業務の品質向上へ貢献することにより、法人全体として活力のある持続的な組織の実現を担っています。		
指針		当監査法人の取組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	P11 II 2.(1)組織・ガバナンスに関する基本方針 P13 II 2.(3)社員会
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P1 I 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	P5 II 1.(3)職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続 P15 II 3.(4)人事評価制度 P16 II 3.(6)研修及び能力開発
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P9 II 1.(9)品質管理のシステムの監視 P16 II 3.(6)研修及び能力開発
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	P18 II 3.(7)非監査業務への取り組み
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	該当事項はありません。

組織体制(1/2)

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、小規模監査法人であるため、大手監査法人と比較して、規模の拡大や組織運営の複雑化が見られる状況にはありませんが、社員会による意思決定により組織的な運営が実現され、実効的な経営(マネジメント)機能が発揮されております。

指針

当監査法人の取組み

2-1

監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

P11 II 2.(1)組織・ガバナンスに関する基本方針
P13 II 2.(3)社員会
P13 II 2.(4)独立性を有する第三者

2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

P13 II 2.(3)社員会

・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

本報告書において公開しております。

	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	P15 II 3.(4)人事評価制度 P16 II 3.(6)研修及び能力開発
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	P18 II 4.(1)IT に関する基本方針
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	P13 II 2.(3)社員会

組織体制(2/2)

原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

(当監査法人の取組み)

当監査法人は、小規模監査法人であることから、大手監査法人と比べ、経営機関と監査の現場との距離感がないため、外部の第三者の知見を利用することなく、経営機関に対する社員相互の監督・評価が可能です。しかし、当該原則の趣旨に鑑み、現状、経営機関に対して、外部の第三者の知見として、経験豊富な弁護士が関与しております。

指針		当監査法人の取組み
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	P13 II 2.(3)社員会 P13 II 2.(4)独立性を有する第三者
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	P13 II 2.(3)社員会 P13 II 2.(4)独立性を有する第三者

3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	P13 II 2.(4)独立性を有する第三者
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	本報告書において公開しております。
3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	P13 II 2.(3)社員会 P13 II 2.(4)独立性を有する第三者

業務運営

原則 4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

（当監査法人の取組み）

当監査法人は、小規模監査法人であり、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されております。経営機関の考えは、社員会等を通じて、社員及び職員へ浸透されており、また、大手監査法人と比較して、経営機関と監査の現場との距離感がないため、監査の現場から経営機関への情報の円滑な流れも確保されております。さらに、専門職員の人事評価において品質管理を評価項目として設定することにより、監査の現場に密着した監査品質の向上に向けた取組みが行われております。

指針

当監査法人の取組み

4-1

監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

P4 II 1. (2) 品質管理部の役割
P16 II 3. (6) 研修及び能力開発

4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

P15 II 3. (4) 人事評価制度

4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	P13 II 3.(1)業務運営に関する基本方針
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	P17 II 3.(6)研修及び能力開発 P18 II 3.(7)非監査業務への取り組み
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	本報告書において公開しております。
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	P17 II 3.(6)研修及び能力開発
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CF0 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	本報告書において公開しております。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	P20 II 7. 品質管理のシステムの監視体制

透明性の確保

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

（当監査法人の取組み）

監査法人の組織的な運営に関する原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っております。

また、取組み等については、今後、当監査法人内における実効性の評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換とあわせ、改善を図って参ります。

指針		当監査法人の取組み
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	監査法人の組織的な運営に関する原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報開示は、当監査法人のホームページ上「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」で行っております。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	P1 I 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	P1 I 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	本報告書において公開しております。
・監査法人における品質管理システムの状況	P4 1. 品質管理基盤
・経営機関等の構成や役割	P11 II 2. (1) 組織・ガバナンスに関する基本方針 P13 II 2. (3) 社員会 P13 II 2. (4) 独立性を有する第三者
・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	P13 II 2. (3) 社員会 P13 II 2. (4) 独立性を有する第三者
・法人の業務における非監査業務の位置付けについての考え方	P18 II 3. (7) 非監査業務への取組み
・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	P18 II 4. IT 基盤
・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	P14 3. 人的基盤（2）業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	P19 5. 財務基盤
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	P20 6. 国際対応基盤
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	P11 II 2.(1)組織・ガバナンスに関する基本方針 P13 II 2.(3)社員会 P13 II 2.(4)独立性を有する第三者
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	該当事項はありません。
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	該当事項はありません。
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	該当事項はありません。

	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	該当事項はありません。
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	本報告書において公開しております。
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	P11 II 2.(1)組織・ガバナンスに関する基本方針
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	P11 II 2.(1)組織・ガバナンスに関する基本方針



〒101-0062

東京都千代田区駿河台
2丁目11番16号

さいかち坂ビル402

Tel : 03-5577-4236

URL : <https://orient.or.jp>